



長野県報

1月30日(月)
平成24年
(2012年)
第2339号

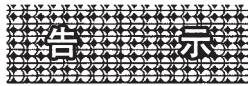
目次

告示

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(障害者支援課).....	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	1
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	3
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会).....	3

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(県民協働・NPO課).....	3
一般競争入札(税務課).....	4
一般競争入札(2件)(農地整備課).....	5
開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....	6
土地改良区役員の就退任の届出(2件)(農地整備課).....	6
土地改良区役員の退任の届出(農地整備課).....	7
土地改良区連合役員の就退任の届出(農地整備課).....	7
開発行為に関する工事の完了(4件)(建築指導課).....	8



長野県告示第87号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成24年1月30日

長野県知事 阿部守一

育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
スクエア薬局駒ヶ根店	駒ヶ根市赤穂1362-4	平成24年1月1日

障害者支援課

長野県告示第88号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年1月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松本市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

松本市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第89号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年1月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
塩尻市(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
塩尻市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第90号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年1月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡飯島町(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、伐採を禁止する。
飯島町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
飯島町(次の図に示す部分に限る。)
 - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第91号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成24年1月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡根羽村(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
根羽村(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第92号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県伊那建設事務所及び伊那市役所に備え置きます。

平成24年1月30日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
西町 (2)	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた区域。	伊那市	西町		5938番1	1号及び2号
		〃	〃		5949番1	3号から5号まで
		〃	〃		5951番3	6号
		〃	〃		6040番20	7号
		〃	〃		6040番1	8号及び9号
		〃	〃		6040番6	10号
		〃	〃		6041番2	11号

砂防課

長野県北信建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年2月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年1月30日

長野県北信建設事務所長 小林 睦夫

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 403号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯山市大字照岡字川原831番の7地先から 飯山市大字照岡字うば田697番の6地先まで	旧	4.5~10.5	0.7594
同 上	新	9.0~17.0	0.7600

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 箕作飯山線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯山市大字照岡字川原831番の7地先から 飯山市大字照岡字うば田697番の6地先まで	旧	4.5~10.5	0.7594
同 上	新	9.0~17.0	0.7600

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年2月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年1月30日

長野県北信建設事務所長 小林 睦夫

- 1(1) 路線名 403号
- (2) 供用を開始する区間
飯山市大字照岡字川原831番の7地先から
飯山市大字照岡字うば田697番の6地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成24年1月30日

- 2(1) 路線名 箕作飯山線
- (2) 供用を開始する区間
飯山市大字照岡字川原831番の7地先から
飯山市大字照岡字うば田697番の6地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成24年1月30日

道路管理課

選告示第6号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示第4号)の一部を次のように改正します。

平成24年1月30日

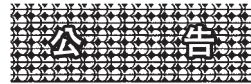
長野県選挙管理委員会委員長 松葉 邦男

別表第1の不在者投票のできる病院中

「駒ヶ根竜東病院 駒ヶ根市東伊那910
下伊那赤十字病院 下伊那郡松川町元大島3159-1」を

「下伊那赤十字病院 下伊那郡松川町元大島3159-1」に改め、同表の不在者投票のできる身体障害者支援施設中「千曲市大字森3109」を「千曲市大字野高場1764-9」に改める。

選挙管理委員会



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年1月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年1月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人環境わくわく体験スクール
- 3 代表者の氏名
湯澤 真理子
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市松尾水城3461番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、親子を中心とした一般市民を対象として、体験的な活動を通じた対話型の環境教育に関する事業を行い、持続可能な循環型社会を構築するための意識と行動力の向上に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年1月30日

長野県知事 阿部 守一